

(財)安全衛生技術試験協会について
《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

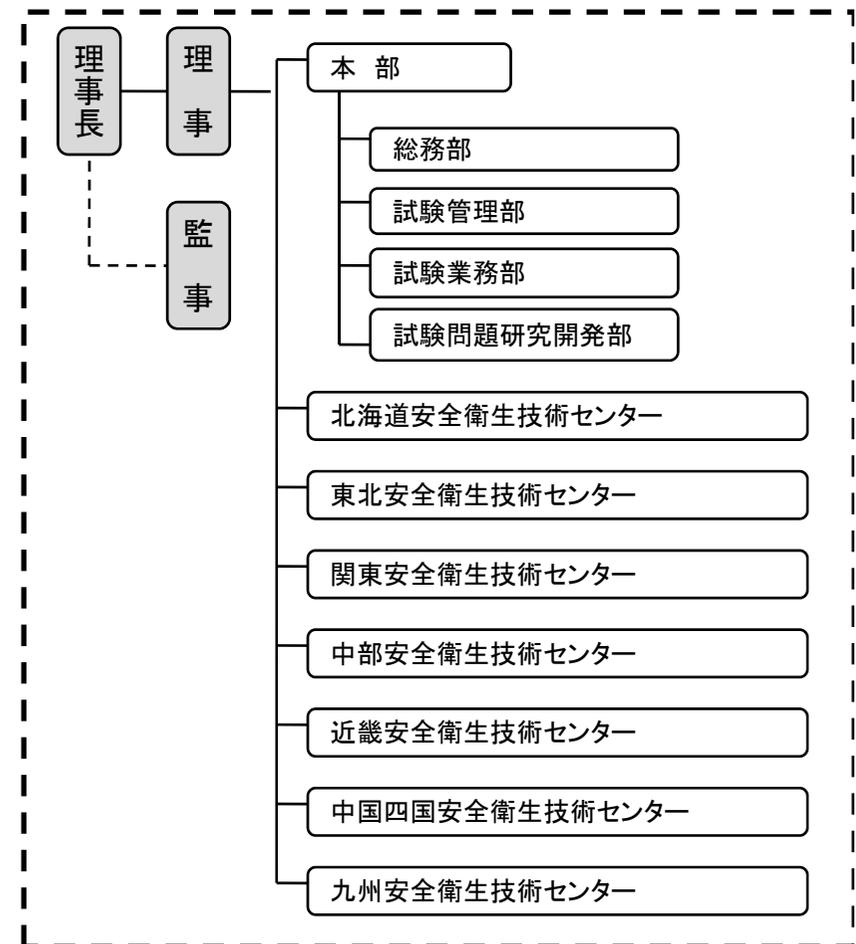
役員	常勤 3人 非常勤 9人	うち 国家公務員出身者	常勤3人 非常勤1人	常勤3人 非常勤1人
職員	90人 (このほか 非常勤職員11人)	うち 国家公務員出身者	常勤34人 非常勤1人	常勤37人 非常勤1人
予算	16.5億円	うち 国からの財政支出	0円	0円

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	13%
本部	4部4室5課 (29人)	うち管理部門 1部2課(6人)	20%
地方	7センター (72人)	うち管理部門 (7人)	10%



《主な事務・事業》

事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
労働安全衛生法に基づく18種類の 免許試験の実施事務(指定事業)	13.7億円	0円
労働安全・労働衛生コンサルタント 試験の実施事務(指定事業)	1.8億円	0円
作業環境測定士試験の実施事務 (指定事業)	1億円	0円

労働安全衛生法に基づく免許試験の概要

《試験概要》

1. 免許試験の概要
添付図(p6)を参照

2. 受験申請者数及びのべ実施回数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
学科	受験申請者数 実施回数(出張試験)	192,480人 1,353回(430)	195,527人 1,341回(417)	186,558人 1,356回(432)
実技	受験申請者数 実施回数	8,433人 485回	7,959人 459回	7,890人 440回

3. 試験手数料(平成21年度)

学科試験 7,000円 (21年度より引下げ)

実技試験

- ・ 特別ボイラー溶接士 21,800円
- ・ 普通ボイラー溶接士 18,900円
- ・ 揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、
移動式クレーン運転士 11,100円

※ 政令に規定されている。

《指定試験制度の趣旨・指定理由》

1. 指定試験制度の趣旨

労働安全衛生法に基づく免許試験は18種類にもおよび、従来、試験を実施していた都道府県労働基準局の他の業務に支障を生じさせ、また、試験場の確保が困難なことから試験の実施回数が制限され、受験者に不便をかける等の問題が生じていた。

このため、昭和52年の労働安全衛生法の改正により、指定試験機関による免許試験の実施を可能とし、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の利便と行政事務の効率化を図ったものである。

2. 当該法人を試験機関として指定する理由

免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力をそれによって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているものであり、その試験の実施に当たっては、高度の公正、中立性、斉一性が要求されることから、全国で試験事務を実施できることが必要であるため。

また、作業環境測定士試験を実施しており、労働安全衛生関係の試験事務についてのノウハウの蓄積がある当該法人において試験事務を実施することが効率的であるため。

免許試験の指定試験機関としての状況

《試験問題の作成から実施までの過程》

前年度の12月 (試験の13週前)	実施計画策定 試験問題作成 ※試験問題は職員(試験員)が作成 <ul style="list-style-type: none"> ▪試験問題検討会 20回/年(21年度は5種類) (試験員である職員による試験問題作成のための検討会) ▪試験委員会 7回/年(21年度は2種類) (大学教授等外部委員と試験員である職員による医学的知見等が必要な試験問題についての検討会)
(試験の11週前)	試験問題の点検・確認
(試験の8週前)	受験申請書の受付・審査
(試験の6週前)	試験問題決定・問題原紙発送
(申請書受理の都度)	受験票発送
(試験の1週間前)	試験問題の最終チェック、印刷(必要部数)
試験当日	試験の実施 採点
試験の7日後	結果発表・通知 (合格発表から約1カ月後 実技試験実施)
* 担当人員数 本部 11人(兼務含む) センター 69人(兼務含む) 計 80人	

《試験事務の収支状況》

免許試験の収支状況 (千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度(見込み)
収入	1,696,619	1,715,247	1,424,065
手数料	1,696,619	1,715,247	1,424,065
補助金	0	0	0
支出	1,218,484	1,201,174	1,108,334
収支	478,135	514,073	315,731

《試験実施体制》

* 試験の実施箇所・場所			
○ 学科試験	各安全衛生技術センター(全国7カ所)		
○ 出張による学科試験	43都道府県において実施	年1回	延べ357回
○ 実技試験	各安全衛生技術センター(全国7カ所)		
	必要な設備・・・天井クレーン、移動式クレーン、溶接機、曲げ試験機等		
○ 学校、特定施設	要請に応じて実施		
学校	35会場	44回	5,603人
刑務所	21刑務所	31回	371人
* 担当人員数 センター 69人			
* 試験実施事務の他法人への委託：なし			

《試験手数料の積算根拠》

1. 免許試験手数料: 試験概要の3(p2)参照 ※ 政令に規定されている。	
2. 積算根拠 人件費、物件費を考慮して定めている。 例えば、学科試験の手数料は、	
人件費	6,093円
物件費(印刷費等)	1,004円
	6,093円+1,004円≒7,000円

労働安全・労働衛生コンサルタント試験の概要

《試験概要》

1. 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の概要
添付図(p6)を参照

2. 受験申請者数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
労働安全 コンサルタント	筆記試験	994人	985人	938人
	口述試験	196人	269人	178人
労働衛生 コンサルタント	筆記試験	321人	309人	309人
	口述試験	367人	341人	296人

3. 試験手数料(平成21年度) ※ 政令に規定されている。
24,700円

《試験問題の作成から実施までの過程》

○ 筆記試験

1～3月 試験員(56人)の選定
4～7月 試験問題作成 試験問題作成委員会 計17回
6月 官報公示
7月 受験申請書受付、資格審査
9月 試験問題決定
10月 試験実施、採点(実施は6センター+東京)
11月 試験結果検討、厚生労働省への結果報告
12月 結果発表、結果通知

○ 口述試験

11月 受験申請受付、資格審査
11月 試験員(46人)の選定
1～2月 試験実施(実施は、大阪及び東京)
2月 結果とりまとめ、厚生労働省への結果報告
3月 合格発表、結果通知 * 担当人員数 4人

《指定試験制度の趣旨・指定理由》

1. 指定試験制度の趣旨

従来、国が実施していたものであるが、**試験の受験者数が急増しており、また、行政改革会議の最終報告(平成9年12月3日)等の要請もあり、行政事務の簡素合理化の観点から、平成11年に労働安全衛生法の改正を行い、指定試験機関による試験の実施を可能としたものである。**

2. 当該法人を試験機関として指定する理由

労働安全衛生法に基づく免許試験、作業環境測定士試験も実施しており、労働安全衛生関係の試験事務についてのノウハウの蓄積がある当該法人において試験事務を実施することが効率的であるため。

《試験事務の収支状況》

労働安全・労働衛生コンサルタント試験の収支状況

(千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度(見込み)
収入		39,915	38,334	36,605
	手数料	39,915	38,334	36,605
	補助金	0	0	0
支出		159,300	154,976	145,097
収支		△119,385	△116,642	△108,492

作業環境測定士試験の概要

《試験概要》

1. 作業環境測定士試験の概要
添付図(p6)を参照

2. 受験申請者数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第一種作業環境測定士	1,132人	1,165人	1,087人
第二種作業環境測定士	1,865人	1,778人	1,728人

3. 試験手数料(平成21年度) ※ 政令に規定されている。

第一種作業環境測定士試験

- ・共通科目＋選択科目1科目 13,900円
- ・共通科目全部免除＋選択科目1科目 10,600円

なお、選択科目が1科目追加されるごとに3,300円増

第二種作業環境測定士試験 11,800円

《試験問題の作成から実施までの過程》

12～3月	試験員(34人)の選定
3月	実施計画策定(21年度の場合)
4～7月	試験問題作成 試験問題作成委員会 延べ23回
4月	官報公示
5～6月	受験申請書受付、資格審査
7月	受験票発送
8月	第1回試験実施・採点(実施は7センター＋東京)
10月	結果発表、結果通知
9月	第2回実施計画の策定
10月	官報公示
10～12月	試験問題作成 試験問題作成委員会 延べ10回
11～12月	受験申請書受付、資格審査
1月	受験票発送
2月	第2回試験実施・採点(実施は7センター)
3月	結果発表、結果通知 * 担当人員数 3人

《指定試験制度の趣旨・指定理由》

1. 指定試験制度の趣旨

作業環境測定士制度検討当時、作業環境測定法の制定後は大量の作業環境測定士受験者が想定されたため、試験事務を担当する行政側の事務能力が十分でないことが懸念された。

このため、昭和50年に制定された作業環境測定法で、作業環境測定士資格について定めるとともに、指定試験機関による試験の実施を可能としたものである。

2. 当該法人を試験機関として指定する理由

(財)安全衛生技術試験協会の前身である(財)作業環境測定士試験協会は、作業環境測定士試験の事務について、上記のような懸念があったことから、当該事務を行う法人として昭和51年に設立されたものであるため。

《試験事務の収支状況》

作業環境測定士試験の収支状況

(千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	39,008	38,296	36,382
手数料	39,008	38,296	36,382
補助金	0	0	0
支出	77,122	81,338	81,106
収支	△38,114	△43,042	△44,723

労働安全衛生法及び作業環境測定法に基づく試験制度について

労働安全衛生法に基づく免許

クレーンの運転やボイラーの取扱い等適正に操作しないと危険を伴う業務等については、事業者は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされている(安衛法第12条第1項、第14条及び第61条)。
免許は、免許試験に合格した者等に対し、免許証を交付して行う(安衛法第72条第1項)。

【免許試験の種類(18種類)】
第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

都道府県労働局長は、事業者に対し安全衛生改善計画の作成を指示した場合に、専門的な助言を必要と認めるときは、労働安全・衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ当該計画の作成について、意見を聴くべきことを勧奨することができる(安衛法第80条)。

労働安全・衛生コンサルタントは、労働安全・衛生コンサルタント試験に合格し、かつ、所要の事項の登録を受けた者でなければならないとされている(安衛法第84条)。

作業環境測定士 (第一種及び第二種)

有害な業務を行う屋内作業場等については、事業者は作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならないとされている(安衛法第65条第1項)。
また、事業者は、特定の作業場について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させなければならないとされている(測定法第3条第1項)。

作業環境測定士は、作業環境測定士試験に合格し、かつ登録講習を修了した者であって、所要の事項の登録を受けた者でなければならないとされている(測定法第5条)。

